

## 継 続

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付)  
警 察 大 学 校 長

警 察 庁 丙 交 指 発 第 11 号  
令 和 6 年 3 月 1 5 日  
警 察 庁 交 通 局 長

### 緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）

見出しの件については、「ち密な交通事故事件捜査の推進について」（平成20年2月17日付け警察庁丙交指発第13号ほか。以下「旧通達」という。）により、警視庁又は道府県警察本部（以下「本部」という。）に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置し、悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行う体制を整備するとともに、交通事故事件捜査の基本たる実況見分等に係る教養を強化しているところであるが、この度、原議保存期間満了に伴い、下記のとおり新たに通達することとしたので、各都道府県警察にあっては、下記の事項の措置をとり、緻密な交通事故事件捜査の推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

### 記

#### 第1 交通事故事件捜査体制の強化

##### 1 特定事故事件等に係る組織的かつ重点的な捜査の推進

死亡、重傷事故のうち、救護義務違反に係るもの、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの及び警察職員が一方当事者であるもの（以下「特定事故事件」という。）については、本部の実質的関与が図られ、組織的かつ重点的な捜査が遂行される体制を確立すること。

また、特定事故事件以外の交通事故事件で過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の適用が見込まれるもの、当事者の言い分が食い違う事故等事故原因の究明が困難なもの（以下「指導対象事故事件」という。）については、本部による警察署に対する指導体制を強化すること。

このため、次により、本部の交通事故事件捜査担当課に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置すること。

## (1) 交通事故事件捜査統括官

### ア 要件

交通事故事件捜査統括官は、交通事故事件の捜査経験が豊富な警視又は警部の階級にある者をもって充てるものとし、専任とする。

### イ 任務

(ア) 特定事故事件について、警視総監若しくは道府県警察本部長（その命を受け当該特定事故事件の捜査の指揮監督に当たる部課長を含む。）又は警察署長の指揮監督の下で、その捜査を統括する。

(イ) 指導対象事故事件について、警察署を指導する。

## (2) 交通事故鑑識官

### ア 要件

交通事故鑑識官は、警察庁が実施する交通事故鑑識官養成専科又は交通事故鑑定専科（以下「交通事故鑑識官養成専科等」という。）を修了した者で、警部又は警部補の階級にあるものをもって充てるものとし、原則として専任とする。

### イ 任務

(ア) 特定事故事件について、交通事故事件捜査統括官の命を受け、実況見分及び鑑識活動について現場指揮（刑事部鑑識課等が鑑識活動を行う場合にあってはこれに対する助言。以下同じ。）を行う。

(イ) 交通専務員に対し交通事故鑑識官養成専科等で得た知見の還元教養等を行う。

## 2 特定事故事件に係る捜査等

### (1) 本部への速報

特定事故事件及び指導対象事故事件が発生した場合には、発生地を管轄する警察署長は、本部の交通事故事件捜査担当課長にその旨を速報すること。

### (2) 交通事故事件捜査統括官の臨場等

警察署長から特定事故事件が発生した旨の報告が行われたときは、交通事故事件捜査統括官は、速やかにその現場に臨場し、その現場の状況について把握するとともに、事故原因の解明、過失責任の特定等について、捜査を統括すること。

また、交通事故鑑識官は、交通事故事件捜査統括官と共に速やかにその現場に臨場し、豊富な経験及び知見に基づき、正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動が行われるよう現場指揮を行うこと。

## 第2 実況見分及び鑑識活動に係る教養の強化等

### 1 捜査（鑑識）の中核たる人材の育成

警察庁が実施する交通事故鑑識官養成専科等については、交通事故鑑識官等各都道府県警察における捜査（鑑識）の中核となる人材の育成を目的とする。

また、交通事故鑑識官養成専科等入校者は、本専科修了後に交通事故鑑識官として登用されることはもちろんのこと、将来的に交通事故事件捜査統括官として用いられることが見込まれる。したがって、入校候補者については、計画的な育成を図るとともに、交通事故事件捜査の経験を積ませるほか、交通事故鑑識官による交通事故鑑識官養成専科等で得た知見の還元教養を行うよう努めること。

## 2 交通事故鑑識官による教養の実施

交通事故鑑識官は、警察署の交通専務員の捜査技量の向上を図るため、特定事故事件の実況見分及び鑑識活動を通じ、警察署の交通専務員に対し、実況見分及び鑑識活動の着眼点等について実地に教養を実施すること。

また、各都道府県警察の実施する交通事故捜査専科教養等に際しては、交通事故鑑識官による交通鑑識等に関する教養の機会を設けるよう努めること。

## 3 交通事故鑑識官養成専科等修了者の人事配置

交通事故鑑識官養成専科等を修了した者については、原則として、本部の交通事故事件捜査担当課に配置すること。

### 【継続措置状況】

初回発出日：平成31年2月28日

（有効期間：平成36年3月31日）